

第二次宮城県再犯防止推進計画（中間案）概要

第1章 計画の概要

1. 計画の策定趣旨

宮城県では、令和2年3月に「宮城県再犯防止推進計画」を策定し、5年間にわたり関係機関とともに支援対象者の社会復帰に向けた事業を展開してきました。一方で県内の再犯者率は依然として50%前後で推移、刑法犯の認知件数、再犯者数も増加傾向にあります。再犯防止を取巻く状況等を踏まえ、これまでの取組を継続・深化させることで、支援対象者が取り残されることなく、地域の一員として活躍できる環境を整備するために「第二次宮城県再犯防止推進計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）、第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）を勘案して策定するものです。

3. 計画の対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者等、非行少年または非行少年であった者のうち、支援が必要な者としてします。

4. 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までとします。

第2章 基本方針

国の再犯防止推進計画を踏まえて、3つの基本方針を掲げ、6つの重点課題に取り組みます。

1. 3つの基本方針

- 地域の状況や社会情勢等に応じ、効果的な支援を実施していきます。
- 再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心を醸成していきます。
- 国及び市町村、民間団体等と緊密に連携して取り組んでいきます。

2. 6つの重点課題

- 地域における包摂的な支援
- 就労の確保に関する支援
- 住居の確保に関する支援
- 福祉、医療の提供及び薬物依存等からの回復に関する支援
- 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援
- 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援

第3章 数値目標

- 宮城県内における刑法犯検挙者数中の再犯者数の減
 1, 357人 (令和5年) → 1, 200人以下 (令和11年)
- 市町村の再犯防止推進計画の策定数
 15市町 (令和6年4月1日) → 30市町村 (令和11年度末)

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

この計画は、国・県・市町村・民間協力者等が連携して再犯防止に係る取組を推進するものであることから、「宮城県再犯防止推進ネットワーク会議」を設置し、再犯防止に関する事業の実施状況や課題の把握、対策の検討等を行い、必要な施策を効果的に進めます。

2. 進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に点検しながら評価を行います。また、関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第4章 施策の展開

(1) 地域における包摂的な支援

市町村再犯防止推進計画策定のための支援	【社会福祉課】
矯正施設見学等を通じた市町村再犯防止担当者の理解促進	【社会福祉課】
宮城県再犯防止推進ネットワーク会議による関係団体との連携	【社会福祉課】
社会を明るくする運動等	【社会福祉課】
少年警察ボランティアとの連携	【県警少年課】
広報啓発活動の推進	【県警生活安全企画課】

他3事業

(2) 就労の確保に関する支援

保護観察対象少年に対する職業定着支援	【社会福祉課】
就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度）	【社会福祉課】
若年者就職支援ワンストップセンター設置事業	【雇用対策課】
みやぎの若者の職業的自立支援対策事業	【雇用対策課】
協力雇用主に対する入札参加資格の優遇措置	【契約課】

他2事業

(3) 住居の確保に関する支援

地域生活定着支援センター事業	【社会福祉課】
住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）	【社会福祉課】
一時生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）	【社会福祉課】
住宅セーフティネット構築推進事業	【住宅課】

(4) 福祉、医療の提供及び

薬物依存等からの回復に関する支援

民生委員	【社会福祉課】
アルコール健康障害相談拠点の設置	【精神保健推進室】
薬物依存症・ギャンブル等依存症の相談拠点の設置	【精神保健推進室】
薬物乱用対策本部事業	【薬務課】
薬物依存集団回復プログラムNICE	【精神保健福祉センター】
薬物依存症からの回復を支援する民間団体との連携	【県警組織犯罪対策第二課】
薬物乱用者に対する再乱用防止に向けた取組	【県警組織犯罪対策第二課】

他2事業

(5) 犯罪をした者等の特性に応じた

再犯の防止等に関する支援

DV防止事業	【子ども・家庭支援課】
ストーカー加害者に関する再犯防止対策事業	【県警県民安全対策課】
子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止対策事業	【県警県民安全対策課】

他1事業

(6) 非行少年等に対する改善更生、

非行防止等に関する支援

教育相談充実事業	【義務教育課】
高等学校生徒支援体制充実事業	【高校教育課】
青少年育成県民運動推進事業	【共同参画社会推進課】
特別支援教育総合推進事業	【特別支援教育課】
学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）	【社会福祉課】
少年に対する立ち直り支援・継続補導	【県警少年課】
非行防止教室	【県警少年課】